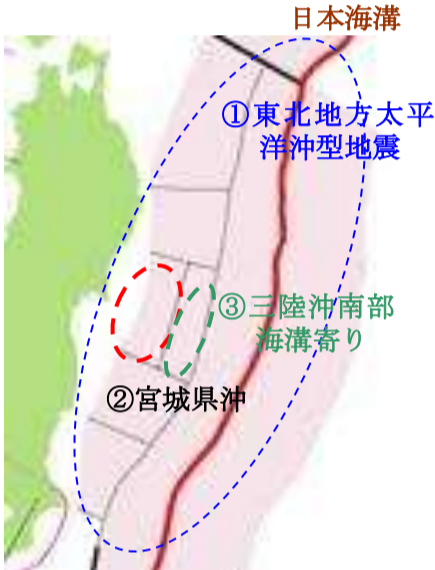
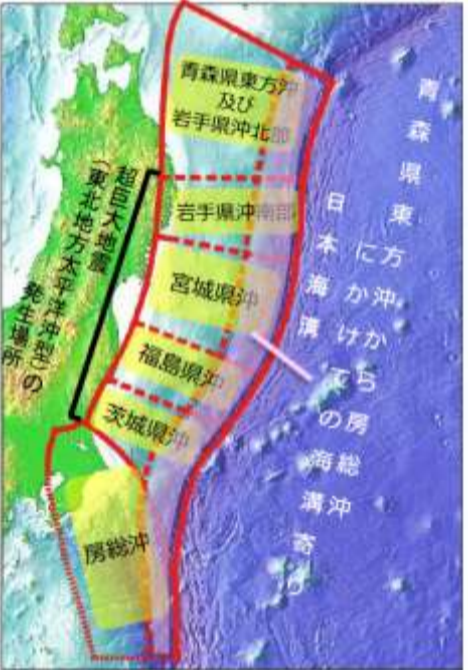


仙台市地域防災計画（共通編）修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考
<p>共通編 P14 第1部 第2章 第2節 想定される災害</p>	<p><b>1. 本市において想定される地震</b></p> <p>我が国の防災対策は、中央防災会議の定める防災基本計画に示される方針の下に進められており、地震防災対策もこの枠組に含まれ、こうしたものの中に地震調査研究も位置づけられています。このような地震調査研究は、政府の地震調査研究推進本部（事務局：文部科学省研究開発局地震・防災研究課）から、様々な調査結果や研究成果に基づき、「長期評価」として主要な活断層で発生する地震や海溝型地震について、地震の規模（マグニチュード）、一定期間内に地震の発生する確率などを長期的な観点で評価したものが、公表されています。</p> <p>政府地震調査研究推進本部から公表されている成果物としては、海溝型地震と陸域の浅い地震（活断層）の2種類の長期評価があります。本市に大きな影響を与える地震活動として、前者の海溝型地震としては、<u>三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価（第二版）（平成23年11月）</u>の中で、<u>①東北地方太平洋沖型地震、②宮城県沖の地震、③三陸沖南部海溝寄りの地震があり</u>、後者の陸域の浅い地震としては、平成14年2月に公表された長町一利府線断層帯の地震が挙げられます。本市の地震による災害想定では、これら直接的に大きな被害を伴うと想定されるものを取り扱い、政府地震調査研究推進本部により公表される成果物を参考にしながら、必要に応じて見直すものとします。なお、これまでに本市において実施した被害想定としましては、「仙台市防災都市づくり基本計画」の策定に際して実施したものと、その後の社会条件の変化等を踏まえて、それを見直した「平成14年度仙台市地震被害想定調査報告書（平成14年12月）」とがあります。</p>  <p>図：海溝型地震の発生可能性評価領域（政府地震調査研究推進本部による）</p> <p>(1) <u>海溝型の地震（三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価（第二版）（平成23年11月）及び平成24年1月1日現在の長期評価による）</u></p> <p><b>ア 東北地方太平洋沖型地震</b></p> <p>東北地方太平洋沖型の地震については、これまでの研究から平均発生間隔が約600年と推定され、今後30年以内、今後50年以内の発生確率はいずれもほぼ0%とされています。次の地震の規模は、少なくとも宮城県沖と三陸沖南部海溝寄りから福島県にかけての領域が連動して、マグニチュード8.4、更に震源域が広がり東北地方太平洋沖地震と同様にマグニチュード9.0前後になる可能性があります。この地震が発生した場合、地震に伴い巨大津波が発生し、太平洋沿岸に高い津波が到達し、平野を広く浸水することが考えられます。2011年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）以前の同じタイプの地震としては、これまでに869年の貞観地震があり、また、宮城県から福島県にかけての太平洋沿岸では、過去2500年間で4回の巨大津波による堆積物が見つかっており、そのうちの1つが貞観地震によるものと確認されています。</p> <p><b>イ 宮城県沖の地震</b></p> <p>この地域では、1885年以降現在までに、特定の領域でマグニチュード7.1～7.4のプレート間地震が繰り返し発生してきたことが知られています。そのうち、震源位置などから、1897年、1930年（1933、1936、1937）年代、1978年、2010年前後（2005年と2011年の東北地方太平洋沖地震）</p>	<p><b>1. 本市において想定される地震</b></p> <p>我が国の防災対策は、中央防災会議の定める防災基本計画に示される方針の下に進められており、地震防災対策もこの枠組に含まれ、こうしたものの中に地震調査研究も位置づけられています。このような地震調査研究は、政府の地震調査研究推進本部（事務局：文部科学省研究開発局地震・防災研究課）から、様々な調査結果や研究成果に基づき、「長期評価」として主要な活断層で発生する地震や海溝型地震について、地震の規模（マグニチュード）、一定期間内に地震の発生する確率などを長期的な観点で評価したものが、公表されています。</p> <p>政府地震調査研究推進本部から公表されている成果物としては、海溝型地震と陸域の浅い地震（活断層）の2種類の長期評価があります。本市に大きな影響を与える地震として、前者の海溝型地震としては、<u>日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成31年2月）</u>の中で、<u>超巨大地震（東北地方太平洋沖型）、宮城県沖のプレート間巨大地震、宮城県沖のひとまわり小さいプレート間地震、宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）の4つに分類されており</u>、後者の陸域の浅い地震としては、平成14年2月に公表された長町一利府線断層帯の地震が挙げられます。本市の地震による災害想定では、これら直接的に大きな被害を伴うと想定されるものを取り扱い、政府地震調査研究推進本部により公表される成果物を参考にしながら、必要に応じて見直すものとします。なお、これまでに本市において実施した被害想定としましては、「仙台市防災都市づくり基本計画」の策定に際して実施したものと、その後の社会条件の変化等を踏まえて、それを見直した「平成14年度仙台市地震被害想定調査報告書（平成14年12月）」とがあります。</p> <p>(1) <u>海溝型の地震（日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成31年2月）による）</u></p> <p><b>ア 超巨大地震（東北地方太平洋沖型）</b></p> <p>マグニチュード9クラスの超巨大なプレート間地震を「超巨大地震」と呼び、東北地方の太平洋沿岸に巨大津波を伴うものを「超巨大地震（東北地方太平洋沖型）」と呼びます。</p> <p>津波堆積物調査によると、過去3,000年間に5回発生し、それぞれ新しい順に、2011年の東北地方太平洋沖地震、1611年の慶長三陸地震または1454年の享徳地震、869年の貞観地震、4～5世紀頃の地震、紀元前4～3世紀頃の地震に対応すると考えられています。平均発生間隔は約550～600年となり、今後30年以内の地震発生確率はほぼ0%とされています。次の地震の規模は、宮城県沖を必ず含み、隣接する領域（岩手県沖南部または福島県沖）の少なくとも一方にまたがり、場合によっては茨城県沖まで破壊が及びマグニチュード9.0程度になる可能性があります（表1）。</p> <p>表1 超巨大地震（東北地方太平洋沖型）の発生確率 （日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成31年2月））</p>  <p>図：評価対象地域（日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成31年2月）（政府地震調査研究推進本部による））</p>	<p>政府地震調査研究推進本部が発表した「日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成31年2月）」を踏まえた時点更新及び表現の修正</p>

の地震活動を宮城県沖におけるそれぞれ一つの活動とみなした場合、1897年からこれまでに4回発生しており、平均発生間隔は約38年となっています。なお、1978年のものは昭和53年の宮城県沖地震として知られています。また、繰り返し発生する地震以外については、マグニチュード7.1以上の地震が、1885年以降4回発生しており約31.8年に1回の間隔で発生したと考えられます。

今後の発生確率については、繰り返し発生する地震については、東北地方太平洋沖地震の余効変動が観測されている現段階では、不明とされています(表1)。また、繰り返し発生する地震以外については、7.0～7.3の地震の発生確率は、今後30年以内は60%、今後50年内では80%程度と推定されています。(表2)

表1

	将来の地震発生確率等	備考	評価の信頼度
今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率 今後100年以内の発生確率 今後300年以内の発生確率	不明 不明 不明 不明 不明 不明 不明	東北地方太平洋沖地震の余効変動が観測され続けている現段階では今後地震がどのような間隔で発生するか不明である。	—
集積確率	不明		
地震後経過率	不明		
次の地震の規模	M7.4前後	過去に発生した地震のMを参考にして判断した。	A

宮城県沖の繰り返し発生するプレート間地震の発生確率等(政府地震調査研究推進本部による信頼度)  
A：高い  
B：中程度  
C：やや低い

表2

	将来の地震発生確率等	備考	評価の信頼度
今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率 今後100年以内の発生確率 今後300年以内の発生確率	30%程度 50%程度 60%程度 70%程度 80%程度 90%程度以上 90%程度以上	1885年以降の過去約127年間に繰り返し発生する地震以外のM7.1～7.2の地震が4回あったため、平均発生間隔を31.8年とし、ポアソン過程から確率を算出した。	C
次の地震の規模	M7.0～M7.3	過去に発生した地震のMを参考にして判断した。	B

宮城県沖の繰り返し発生する地震以外の発生確率等(政府地震調査研究推進本部による信頼度)  
A：高い  
B：中程度  
C：やや低い

項目	将来の地震発生確率等 <sup>(注1,3)</sup>	地震後経過率(期末) <sup>(注2)</sup>	備考
今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率	ほぼ0% ほぼ0% ほぼ0% ほぼ0% ほぼ0%	0.03 0.05 0.06～0.07 0.08～0.09 0.10～0.11	地震発生時期の不確実性を考慮する方法で発生確率を算出した
地震後経過率(2019年1月1日時点)	0.01		経過時間約7.8年を平均発生間隔約550年～600年で除した値
次の地震の規模	M9.0程度 <sup>(注4)</sup>		東北地方太平洋沖地震のM、Mt、Mwを参考にし、総合的に判断した。

イ 宮城県沖のプレート間巨大地震

おおむねマグニチュード8を超えるプレート間地震を「プレート間巨大地震」と呼びます。宮城県沖で発生したプレート間巨大地震として、1793年(マグニチュード7.9推定)と1897年8月(マグニチュード7.7推定)の2回の地震が知られています。ともに津波を伴い、1793年の地震は後述する宮城県沖地震の発生領域と連動した可能性が指摘されています。今後30年以内の地震発生確率は20%程度と推定されています(表2)。

表2 宮城県沖のプレート間巨大地震の発生確率(日本海溝沿いの地震活動の長期評価(平成31年2月))

項目	将来の地震発生確率等 <sup>(注2,3)</sup>	備考
今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率	9% 20%程度 20%程度 30%程度 40%程度	発生頻度を109.0年に1回とし、ポアソン過程を用いて発生確率を算出した。東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響で、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。
次の地震の規模	M7.9程度 <sup>(注4)</sup>	過去の地震のMを参考にして判断した。ただし、海溝寄りまで破壊が及ぶ場合、規模が大きくなる可能性がある。

政府地震調査研究推進本部が発表した「日本海溝沿いの地震活動の長期評価(平成31年2月)」を踏まえた時点更新及び表現の修正

ウ 宮城県沖のひとまわり小さいプレート間地震

プレート間巨大地震よりも規模が小さいマグニチュード7.0以上のプレート間地震を、「ひとまわり小さいプレート間地震」と呼びます。1923年1月1日以降、2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震発生までの約88年間にマグニチュード7.0以上の地震は6～7回が知られています。今後30年以内の地震発生確率は90%程度と推定されています(表3)。

表3 宮城県沖のひとまわり小さいプレート間地震の発生確率(日本海溝沿いの地震活動の長期評価(平成31年2月))

項目	将来の地震発生確率等 <sup>(注2,3)</sup>	備考
今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率	50%程度 70～80% 90%程度 90%程度もしくはそれ以上 90%程度以上	1923年から2011年3月11日14時46分までの約88年間にM7.0以上の地震が6～7回発生したため、発生頻度は12.6～14.7年に1回とし、ポアソン過程を用いて発生確率を算出した。東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響で、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。
次の地震の規模	M7.0～M7.5程度 <sup>(注4)</sup>	過去に発生した地震のMを参考にして判断した。

~~ウ 三陸沖南部海溝寄りの地震（宮城県沖地震（連動型）を含む）~~

~~三陸沖南部海溝寄りの地震は、1793年にマグニチュード7.9の地震があり、この地震は(2)の宮城県沖の領域と連動した可能性が指摘されています（これまで、宮城県沖地震の連動型といわれてきたもの。また、連動した場合の規模はマグニチュード8.2）。また、1897年にもマグニチュード7.7の地震が発生し、2011年の東北地方太平洋沖地震では、震源域の中でプレートが特に大きくすべったとされています。この3回がこの領域で繰り返し発生するプレート間地震とされ、発生間隔は約109年となっています。また、繰り返し発生する地震以外の地震については、マグニチュード7.3以上の地震が1885年以降3回発生しており、約42.3年に1回の間隔で発生したと考えられます。~~

~~今後の発生確率については、繰り返し発生する地震については、今後30年以内はほぼ0%、今後50年以内では0.003~0.08%と推定されており、地震の規模はマグニチュード7.9程度と考えられています。（表3）なお、この地震が発生した場合には、宮城県沖など他の領域と連動する可能性も指摘されています。また、繰り返し発生する地震以外については、マグニチュード7.2~7.6の地震の発生確率は、今後30年以内は50%、今後50年以内では70%程度と推定されています。（表4）~~

表3

	将来の地震発生確率等	備考	評価の信頼度
今後10年以内の発生確率	ほぼ0%	BPT分布モデルに平均発生間隔109年及び発生間隔のばらつき $\alpha = 0.19 \sim 0.24$ を適用して算出した。	B
今後20年以内の発生確率	ほぼ0%		
今後30年以内の発生確率	ほぼ0%		
今後40年以内の発生確率	ほぼ0%		
今後50年以内の発生確率	0.003% ~0.001%		
今後100年以内の発生確率	40%程度		
今後300年以内の発生確率	90%程度以上		
集積確率	ほぼ0%		
地震後経過率	0.01	経過時間0.8年を発生間隔109年で除した値。	
次の地震の規模	M7.9程度	過去に発生した地震のMを参考にして判断した。	B

三陸沖南部海溝よりの繰り返し発生するプレート間地震の発生確率等  
（政府地震調査研究推進本部による信頼度）  
A：高い  
B：中程度  
C：やや低い

表4

	将来の地震発生確率等	備考	評価の信頼度
今後10年以内の発生確率	20%程度	1885年以降の過去約127年間に繰り返し発生する地震以外のM7.3~7.5の地震が3回あったため、平均発生間隔を42.3年とし、ポアソン過程から確率を算出した。	C
今後20年以内の発生確率	40%程度		
今後30年以内の発生確率	50%程度		
今後40年以内の発生確率	60%程度		
今後50年以内の発生確率	70%程度		
今後100年以内の発生確率	90%程度		
今後300年以内の発生確率	90%程度以上		
次の地震の規模	M7.2~M7.6	過去に発生した地震のMを参考にして判断した。	B

三陸沖南部海溝よりの繰り返し発生する地震以外の発生確率等  
（政府地震調査研究推進本部による信頼度）A：高い  
B：中程度  
C：やや低い

エ 宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）

ひとまわり小さいプレート間地震のうち、宮城県沖の陸寄りでは、一般に「宮城県沖地震」と呼ばれるマグニチュード7.1~7.4の地震が繰り返し発生したことが知られています。これを「宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）」と呼びます。

震源位置などから1897年2月、1930年代（1936年で代表）、1978年、2000年以降（2011年3月11日で代表）の地震活動を宮城県沖の陸寄りにおけるそれぞれ一つの地震活動とみなした場合、1897年以降、4回活動を繰り返ししており、平均発生間隔は38.0年と考えられます。なお、1978年のものは昭和53年の宮城県沖地震として知られています。今後30年以内の地震発生確率は50%程度と推定され、将来発生する地震の規模は1978年宮城県沖地震の規模からマグニチュード7.4前後とされています。

前述した宮城県沖のプレート間巨大地震に比べ規模の小さい地震ではありますが、ほかの領域とは異なり、震源域が陸寄りに特定されているため、1978年宮城県沖地震のように大きな被害を引き起こす可能性があることに留意が必要です（表4）。

表4 宮城県沖地震の発生確率  
（日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成31年2月））

項目	将来の地震発生確率等 <sup>1,3</sup>	地震後経過率（期末） <sup>2,5</sup>	備考
今後10年以内の発生確率	ほぼ0~0.08%	0.47	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha = 0.10$ （データから最尤法により求めた値） $\sim 0.24$ （陸域の活断層に対する値（地震調査委員会、2001））を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため
今後20年以内の発生確率	0.1~10%*	0.73	
今後30年以内の発生確率	50%程度*	1.00	
今後40年以内の発生確率	90%程度もしくはそれ以上*	1.26	
今後50年以内の発生確率	90%程度以上*	1.52	
地震後経過率（2019年1月1日時点）	0.21		
次の地震の規模	M7.4前後 <sup>4</sup>		過去の地震のMを参考にして判断した。

政府地震調査研究推進本部が発表した「日本海溝沿いの地震活動の長期評価（平成31年2月）」を踏まえた時点更新及び表現の修正

<p>共通編 P25 第1部 第2章 第2節 想定される災害</p>	<p><b>3. 風水害等基礎調査</b></p> <p>本市における風水害の災害履歴や地形状況等の自然的素因、人や建物の状況等の社会的素因、土地利用の変遷等を踏まえ、河川氾濫、内水氾濫、崖崩れ、地すべり、土石流の土砂災害について以下に示します。これまでに発生した風水害等の詳細については、大規模なものや特徴的なものを抽出し、第3節「過去の災害による被害」において述べます。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 風水害等危険区域の予測</p> <p>ア 略</p> <p>イ 土砂災害のおそれのある区域</p> <p>土砂災害のおそれのある区域として、土砂災害危険箇所があります。また、土砂災害危険箇所を基に法律により指定された土砂災害警戒区域等及び土砂三法に基づく指定区域があります。</p> <p>これらの区域は<del>仙台市土砂災害ハザードマップ、せんだい水害・土砂災害ハザードマップ</del>等で表示されています。</p>	<p><b>3. 風水害等基礎調査</b></p> <p>本市における風水害の災害履歴や地形状況等の自然的素因、人や建物の状況等の社会的素因、土地利用の変遷等を踏まえ、河川氾濫、内水氾濫、崖崩れ、地すべり、土石流の土砂災害について以下に示します。これまでに発生した風水害等の詳細については、大規模なものや特徴的なものを抽出し、第3節「過去の災害による被害」において述べます。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 風水害等危険区域の予測</p> <p>ア 略</p> <p>イ 土砂災害のおそれのある区域</p> <p>土砂災害のおそれのある区域として、土砂災害危険箇所があります。また、土砂災害危険箇所を基に法律により指定された土砂災害警戒区域等及び土砂三法に基づく指定区域があります。</p> <p>これらの区域は<a href="#">仙台防災タウンページ</a>等で表示されています。</p>	<p>名称の変更</p>								
<p>共通編 P59, 60 第1部 第3章 第2節 本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱</p>	<p><b>2. 指定地方行政機関</b> (中略)</p> <table border="1" data-bbox="299 828 1318 1004"> <tr> <td data-bbox="299 828 599 1004"> <p>仙 台 管 区 気 象 台</p> </td> <td data-bbox="599 828 1318 1004"> <p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、 水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p> </td> </tr> </table> <p><b>4. 指定公共機関</b> (中略)</p> <table border="1" data-bbox="299 1160 1318 1274"> <tr> <td data-bbox="299 1160 599 1274"> <p>東北電力株式会社 (宮城支店、仙台北営業所、 塩釜営業所、仙台営業所、 仙台南営業所)</p> </td> <td data-bbox="599 1160 1318 1274"> <p>1 電力供給施設の防災対策 2 災害時における電力供給の確保</p> </td> </tr> </table>	<p>仙 台 管 区 気 象 台</p>	<p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、 水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>	<p>東北電力株式会社 (宮城支店、仙台北営業所、 塩釜営業所、仙台営業所、 仙台南営業所)</p>	<p>1 電力供給施設の防災対策 2 災害時における電力供給の確保</p>	<p><b>2. 指定地方行政機関</b> (中略)</p> <table border="1" data-bbox="1483 828 2501 1025"> <tr> <td data-bbox="1483 828 1782 1025"> <p>仙 台 管 区 気 象 台</p> </td> <td data-bbox="1782 828 2501 1025"> <p>1 気象、地象、<a href="#">地動及び</a>水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、 水象の予報・警報等の<a href="#">防災気象情報</a>の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p> </td> </tr> </table> <p><b>4. 指定公共機関</b> (中略)</p> <table border="1" data-bbox="1483 1160 2501 1315"> <tr> <td data-bbox="1483 1160 1782 1315"> <p>東北電力株式会社 (宮城支店・支社、仙台北電 力センター・営業所、塩釜 電力センター、仙台電力セ ンター、仙台南電力センタ ー・営業所)</p> </td> <td data-bbox="1782 1160 2501 1315"> <p>1 電力供給施設の防災対策 2 災害時における電力供給の確保</p> </td> </tr> </table>	<p>仙 台 管 区 気 象 台</p>	<p>1 気象、地象、<a href="#">地動及び</a>水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、 水象の予報・警報等の<a href="#">防災気象情報</a>の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>	<p>東北電力株式会社 (宮城支店・支社、仙台北電 力センター・営業所、塩釜 電力センター、仙台電力セ ンター、仙台南電力センタ ー・営業所)</p>	<p>1 電力供給施設の防災対策 2 災害時における電力供給の確保</p>	<p>表現の修正</p> <p>事業所名の変更</p>
<p>仙 台 管 区 気 象 台</p>	<p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、 水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>										
<p>東北電力株式会社 (宮城支店、仙台北営業所、 塩釜営業所、仙台営業所、 仙台南営業所)</p>	<p>1 電力供給施設の防災対策 2 災害時における電力供給の確保</p>										
<p>仙 台 管 区 気 象 台</p>	<p>1 気象、地象、<a href="#">地動及び</a>水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、 水象の予報・警報等の<a href="#">防災気象情報</a>の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>										
<p>東北電力株式会社 (宮城支店・支社、仙台北電 力センター・営業所、塩釜 電力センター、仙台電力セ ンター、仙台南電力センタ ー・営業所)</p>	<p>1 電力供給施設の防災対策 2 災害時における電力供給の確保</p>										
<p>共通編 P73 第2部 第1章 第2節 家庭や事業所で災害に備える</p>	<p><b>3. 風水害に備える【市民・企業・地域団体等】</b></p> <p>大雨による河川氾濫、地下施設への浸水、がけ崩れ等の土砂災害、暴風時による樹木の横倒し、屋外看板等の落下など、風水害による被害は、災害の特徴により様々です。</p> <p>また、近年では局地的大雨による建物や土地への浸水、竜巻などの激しい突風による家屋倒壊や飛散物の被害についても危惧されています。</p> <p>市民、企業、地域団体等は、次の対策に努めます。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><b>【参考】市の取り組み</b></p> <p>1.～5. 略</p> <p>6. ハザードマップ等による危険箇所の周知</p> <p>市では、水害や土砂災害のおそれのある場所や、近隣の避難所の所在地、避難勧告等の基準や避難開始時期等を示した「<del>せんだい水害・土砂災害ハザードマップ</del>」を作成し、配布や市ホームページへの掲</p>	<p><b>3. 風水害に備える【市民・企業・地域団体等】</b></p> <p>大雨による河川氾濫、地下施設への浸水、がけ崩れ等の土砂災害、暴風時による樹木の横倒し、屋外看板等の落下など、風水害による被害は、災害の特徴により様々です。</p> <p>また、近年では局地的大雨による建物や土地への浸水、竜巻などの激しい突風による家屋倒壊や飛散物の被害についても危惧されています。</p> <p>市民、企業、地域団体等は、次の対策に努めます。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><b>【参考】市の取り組み</b></p> <p>1.～5. 略</p> <p>6. ハザードマップ等による危険箇所の周知</p> <p>市では、水害や土砂災害のおそれのある場所や、近隣の避難所の所在地、避難勧告等の基準や避難開始時期等を示した「<a href="#">仙台防災タウンページ</a>」を作成し、配布や市ホームページへの掲載を行っています。</p>	<p>名称の変更</p>								

<p>共通編 P80 第2部 第1章 第4節 情報を入力する方法を知る・確保する</p>	<p>載を行っています。</p> <p>(前略)</p> <p><b>【参考】情報収集の方法</b> 災害が発生したり、発生のおそれがあり、避難を要する事態が発生した場合には、以下の方法等により市や防災関係機関、報道機関が情報を発信しています。</p> <p>(中略)</p> <p>1. テレビ・ラジオ・インターネット等 テレビやラジオ等のメディアから発信される情報により、災害情報や気象情報を確認することができます。また、市が避難勧告等を発令した場合は、報道機関への情報提供により、メディアから伝達を実施します。 停電を伴う災害時や屋外での情報収集には携帯ラジオ、テレビを視聴できる状況下での情報収集にはテレビのデータ放送が有効です。 また、パソコン(タブレット)やスマートフォンなどを活用してインターネット上のホームページやSNS(ツイッター)などから、利用者が積極的に必要とする情報を引き出すことも有効です。</p> <p>2. ～8. 略</p>	<p>(前略)</p> <p><b>【参考】情報収集の方法</b> 災害が発生したり、発生のおそれがあり、避難を要する事態が発生した場合には、以下の方法等により市や防災関係機関、報道機関が情報を発信しています。</p> <p>(中略)</p> <p>1. テレビ・ラジオ・インターネット等 テレビやラジオ等のメディアから発信される情報により、災害情報や気象情報を確認することができます。また、市が避難勧告等を発令した場合は、報道機関への情報提供により、メディアから伝達を実施します。 停電を伴う災害時や屋外での情報収集には携帯ラジオ、テレビを視聴できる状況下での情報収集にはテレビのデータ放送が有効です。 また、パソコン(タブレット)やスマートフォンなどを活用してインターネット上のホームページやSNS(ツイッター)などから、利用者が積極的に必要とする情報を引き出すことも有効です。 <u>なお、災害時には、インターネット上に根拠のない不確実な情報いわゆるデマが投稿されることがあります。公共機関の情報を確認するなど、こうした情報に惑わされないよう注意してください。</u></p> <p>2. ～8. 略</p>	<p>記述の追加</p>				
<p>共通編 P86 第2部 第1章 第5節 安全を確保するための行動を確認する</p>	<p>1. <b>避難行動を確認する【市民・企業・地域団体等】</b> 市民や企業、地域団体等は、次のような取り組みによって災害時の避難行動や安否確認方法等を平時から確認しておきます。</p> <p>(中略)</p> <p><b>【参考】避難場所等の区分</b> 市では、災害時に緊急的に市民等の安全を守る場として、又は災害により住家を失った市民等の当面の生活の場として、必要な機能を持つ屋内施設や屋外スペースを各種避難所等として指定し、整備推進を図っています。避難所の区分は以下のとおりです。</p> <p>1. ～2. 略</p> <p>3. その他の補完的避難施設</p> <table border="1" data-bbox="323 1342 1402 1792"> <tr> <td data-bbox="323 1342 653 1792"> <p>補助避難所</p> </td> <td data-bbox="653 1342 1402 1792"> <p>地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要がある、地域と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、指定緊急避難場所または指定避難所を補完する避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置付けを行って活用する施設です。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行います。</p> <p>以下のような場合を基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ決めておくこととしています。</p> <p>■補助避難所の活用例(事前協議によりあらかじめ決定する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所での生活が困難な方(災害時要援護者など)を受け入れる施設として活用。</li> <li>地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れ</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>補助避難所</p>	<p>地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要がある、地域と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、指定緊急避難場所または指定避難所を補完する避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置付けを行って活用する施設です。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行います。</p> <p>以下のような場合を基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ決めておくこととしています。</p> <p>■補助避難所の活用例(事前協議によりあらかじめ決定する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所での生活が困難な方(災害時要援護者など)を受け入れる施設として活用。</li> <li>地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れ</li> </ul>	<p>1. <b>避難行動を確認する【市民・企業・地域団体等】</b> 市民や企業、地域団体等は、次のような取り組みによって災害時の避難行動や安否確認方法等を平時から確認しておきます。</p> <p>(中略)</p> <p><b>【参考】避難場所等の区分</b> 市では、災害時に緊急的に市民等の安全を守る場として、又は災害により住家を失った市民等の当面の生活の場として、必要な機能を持つ屋内施設や屋外スペースを各種避難所等として指定し、整備推進を図っています。避難所の区分は以下のとおりです。</p> <p>1. ～2. 略</p> <p>3. その他の補完的避難施設</p> <table border="1" data-bbox="1506 1342 2585 1792"> <tr> <td data-bbox="1506 1342 1836 1792"> <p>補助避難所</p> </td> <td data-bbox="1836 1342 2585 1792"> <p>地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要がある、地域と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、指定緊急避難場所または指定避難所を補完する避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置付けを行って活用する施設です。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行います。</p> <p>以下のような場合を基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ決めておくこととしています。</p> <p>■補助避難所の活用例(事前協議によりあらかじめ決定する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所での生活が困難な方(災害時要援護者など)を受け入れる施設として活用。</li> <li>地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れ</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>補助避難所</p>	<p>地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要がある、地域と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、指定緊急避難場所または指定避難所を補完する避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置付けを行って活用する施設です。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行います。</p> <p>以下のような場合を基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ決めておくこととしています。</p> <p>■補助避難所の活用例(事前協議によりあらかじめ決定する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所での生活が困難な方(災害時要援護者など)を受け入れる施設として活用。</li> <li>地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れ</li> </ul>	
<p>補助避難所</p>	<p>地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要がある、地域と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、指定緊急避難場所または指定避難所を補完する避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置付けを行って活用する施設です。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行います。</p> <p>以下のような場合を基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ決めておくこととしています。</p> <p>■補助避難所の活用例(事前協議によりあらかじめ決定する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所での生活が困難な方(災害時要援護者など)を受け入れる施設として活用。</li> <li>地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れ</li> </ul>						
<p>補助避難所</p>	<p>地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要がある、地域と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、指定緊急避難場所または指定避難所を補完する避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置付けを行って活用する施設です。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行います。</p> <p>以下のような場合を基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ決めておくこととしています。</p> <p>■補助避難所の活用例(事前協議によりあらかじめ決定する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所での生活が困難な方(災害時要援護者など)を受け入れる施設として活用。</li> <li>地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れ</li> </ul>						

共通編 P87	2. 災害の特徴に応じた行動を確認する【市民・企業・地域団体等】 1に記載した避難行動等については、各種災害の特徴を踏まえ、災害の種類ごとに確認します。		る施設として活用。 ・指定避難所の収容人員を超えた場合、損壊等により受入れができない場合に活用。等				
		地区避難施設 (がんばる避難施設)	食料の備蓄等を含めた平時の備え、災害時の運営は地域で行うことを前提に、集会所等地域の施設を活用し、自立して運営する避難施設です。 ■「地区避難施設」として活用する場合の前提条件 ・支援物資や情報の収集・提供について、指定避難所を通じて地域が自主的に動ける体制が整っている。 ・活用する集会所の施設面での安全確認が事前になされている。 ・地区避難施設の使い方を含めた避難所運営が地域主体で行える。 ・地区避難施設として必要な施設の整備や備蓄品の調達は、原則として地域が行う。  認知については、地域の判断で「地区避難施設」を立ち上げて、各地域の指定避難所に報告を行うことを通じて認知されることとし、物資の公的支援は、指定避難所への物資の供給が可能となつてから行うものとします。	地区避難施設 (がんばる避難施設)	食料の備蓄等を含めた平時の備え、災害時の運営は地域で行うことを前提に、集会所等地域の施設を活用し、自立して運営する避難施設です。 ■「地区避難施設」として活用する場合の前提条件 ・支援物資や情報の収集・提供について、指定避難所を通じて地域が自主的に動ける体制が整っている。 ・活用する集会所の施設面での安全確認が事前になされている。 ・地区避難施設の使い方を含めた避難所運営が地域主体で行える。 ・地区避難施設として必要な施設の整備や備蓄品の調達は、原則として地域が行う。  認知については、地域の判断で「地区避難施設」を立ち上げて、各地域の指定避難所に報告を行うことを通じて認知されることとし、物資の公的支援は、指定避難所への物資の供給が可能となつてから行うものとします。		
		帰宅困難者一時滞在施設 ・一時滞在場所	公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった方（帰宅困難者）が一時的に滞在するための施設や場所で、仙台駅等の交通結節点を中心に、民間企業との協定等により計画的に整備を進めています。 (資料 6-10「帰宅困難者一時滞在施設一覧表」参照)	帰宅困難者一時滞在施設 ・一時滞在場所	公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった方（帰宅困難者）が一時的に滞在するための施設や場所で、仙台駅等の交通結節点を中心に、民間企業との協定等により計画的に整備を進めています。 (資料 6-10「帰宅困難者一時滞在施設一覧表」参照)		
		いっとき避難場所	地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、また、自主防災組織による避難行動や安否確認の活動を実施するための場所です。 いっとき避難場所は、近隣の公園や広場から、地域が自主的に話し合いの中で取り決め、運用するよう努めます。	いっとき避難場所	地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、また、自主防災組織による避難行動や安否確認の活動を実施するための場所です。 いっとき避難場所は、近隣の公園や広場から、地域が自主的に話し合いの中で取り決め、運用するよう努めます。		
		県有施設等	県立高校等の県有施設等については、指定避難所等の被害や受け入れ状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事や施設管理者へ開設を要請することとしています。 地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所と同様の位置づけが必要な施設については、県との協定の締結により事前の整備を進めます。	県有施設等	県立高校等の県有施設等については、指定避難所等の被害や受け入れ状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事や施設管理者へ開設を要請することとしています。 地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所と同様の位置づけが必要な施設については、県との協定の締結により事前の整備を進めます。		
		福祉避難所	福祉避難所は、指定避難所や補助避難所等での生活が困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者を受け入れるために開設する二次的避難所であり、社会福祉施設等を指定しています。 (資料 6-7「福祉避難所一覧表」参照)	福祉避難所	福祉避難所は、指定避難所や補助避難所等での生活が困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者を受け入れるために開設する二次的避難所であり、社会福祉施設等を指定しています。  【参考】市の取り組み 災害発生時に指定避難所での生活が困難な出産間近な妊婦や産後間もない産婦、新生児を受け入れるため、市内の看護学科を有する大学などを「周産期福祉避難所」として指定しています。 (資料 6-7「福祉避難所一覧表」参照)		
							記述の追加

	<p>(1)～(3) 略</p> <p><b>【参考】市の取り組み</b></p> <p>市では、水害や土砂災害のおそれのある場所や、近隣の避難所の所在地、避難勧告等の基準や避難開始時期等を示した「<a href="#">せんだい水害・土砂災害ハザードマップ</a>」を作成し、配布や市ホームページへの掲載を行っています。</p> <p>また、これらの情報は、市ホームページ「<a href="#">せんだいくらしのマップ</a>」にも掲載しています。</p> <p>1. <a href="#">せんだい水害・土砂災害ハザードマップ</a>  <a href="http://www.city.sendai.jp/kekaku/kurashi/anzen/saigaitaisaku/fusuigai/map.html">http://www.city.sendai.jp/kekaku/kurashi/anzen/saigaitaisaku/fusuigai/map.html</a></p> <p>2. <a href="#">せんだいくらしのマップ</a>  <a href="http://www2.wagmap.jp/sendacity/top/">http://www2.wagmap.jp/sendacity/top/</a></p>	<p><b>【参考】市の取り組み</b></p> <p>市では、水害や土砂災害のおそれのある場所や、近隣の避難所の所在地、避難勧告等の基準や避難開始時期等を示した「<a href="#">仙台防災タウンページ</a>」を作成し、配布や市ホームページへの掲載を行っています。</p> <p>また、これらの情報は、市ホームページ「<a href="#">せんだいくらしのマップ</a>」にも掲載しています。</p> <p>1. <a href="#">仙台防災タウンページ</a>  <a href="http://www.city.sendai.jp/anzen/saigaitaisaku/townpage/townpage.html">http://www.city.sendai.jp/anzen/saigaitaisaku/townpage/townpage.html</a></p> <p>2. <a href="#">せんだいくらしのマップ</a>  <a href="https://www2.wagmap.jp/sendacity/Portal">https://www2.wagmap.jp/sendacity/Portal</a></p>	<p>名称の変更</p> <p>時点更新</p>							
<p>共通編 P119 第2部 第2章 第3節 風水害災害の予防</p>	<p><b>3. 雨水流出抑制事業〔建設局〕</b></p> <p>雨水流出抑制事業は、雨水の浸透施設や貯留施設を設置することにより、浸水被害を防止し、健全な水循環の保全を図るものであり、市所管施設における取り組み、下水道事業による取り組み、民間に対する取り組み及び開発行為等に対する設置指導により進めている。</p> <p><b>(1) 市所管施設における取り組み</b></p> <p>平成13年6月に市所管施設を対象とした「<a href="#">仙台市雨水流出抑制実施要綱</a>」を制定して取り組んでおり、対象施設・実施時期及び抑制量の目標は次のとおりとしている。</p> <p><b>ア 対象施設と実施時期</b></p> <table border="1" data-bbox="383 928 1174 1104"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域における施設</td> <td>新設又は増改築時に実施</td> </tr> <tr> <td>浸水対策重点実施地区における施設</td> <td rowspan="2">増改築の有無に関わらず実施</td> </tr> <tr> <td>浸水対策重点実施施設</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>イ 抑制量の目標</b></p> <p>敷地面積100平方メートルあたり0.5立方メートル</p> <p><b>(2) 民間に対する取り組み</b></p> <p>平成15年3月に「<a href="#">仙台市雨水流出抑制施設設置費補助金交付要綱</a>」を制定し、浸水対策重点実施地区内において雨水浸透ますや貯留施設を設置した民間施設の管理者に対する補助金交付事業を平成15年9月より開始している。</p> <p><b>(3) 開発行為等に対する設置指導</b></p> <p>開発行為等の事前協議において、開発区域内の保水能力の低下防止及び雨水流出量の抑制を目的として、貯留施設や浸透施設の設置指導を行っている。抑制施設は、開発区域面積1ha以上については貯留と浸透の併用とし、1ha未満については浸透を基本としている。</p> <p>4.～11. (略)</p>	対象施設	実施時期	市街化区域における施設	新設又は増改築時に実施	浸水対策重点実施地区における施設	増改築の有無に関わらず実施	浸水対策重点実施施設	<p>削除</p> <p>3.～10. (略)</p>	<p>重複した記載の整理</p>
対象施設	実施時期									
市街化区域における施設	新設又は増改築時に実施									
浸水対策重点実施地区における施設	増改築の有無に関わらず実施									
浸水対策重点実施施設										
<p>共通編 P126 - 129 第2部 第2章 第5節 情報通信</p>	<p><b>1. 防災情報処理機能の充実〔危機管理室、消防局〕</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <b>画像情報送信システムの整備</b></p> <p>広範囲に被災状況を把握できる上空からのヘリコプターテレビ電送システムによる映像に併せ、詳細な被害状況を確認するため、被災建築物内部等の画像を、消防局を通じて災害情報センターに配信する<b>災害現場(屋内)画像情報送信システムを整備する。</b></p>	<p><b>1. 防災情報処理機能の充実〔危機管理室、消防局〕</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <b>総合消防情報システム(映像系システム)の整備</b></p> <p>広範囲に被災状況を把握できる上空からのヘリコプターテレビ電送システムによる映像に併せ、詳細な被害状況を確認するため、被災建築物内部等の画像を、消防局を通じて災害情報センターに配信するシステムを整備<b>している。</b></p>	<p>総合消防情報システムへの移行に伴う変更</p>							

<p>体制等の整備</p> <p>共通編 P129</p>	<p>2. 無線通信網の整備 [危機管理室、消防局、水道局、交通局、ガス局]</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防救急無線の整備 災害時において迅速な情報収集とそれに基づく情報伝達を行う消防救急無線は消防隊にとって最も基本的な装備である。 関係法令等の改正に伴い、アナログ方式からデジタル方式に移行することが規定されたことから、本市においてもデジタル方式の消防救急無線の整備を行っており、平成 27 年度末から本格的な運用を開始したところである。(現況については下表のとおり。) また、<u>現在運用している</u>衛星基地局についても、次世代システムへの更新<u>事務を進めること</u>としている。</p> <p style="text-align: right;">平成 28 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">平成 25 年度現況</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">今後の整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;"> <del>固定局 6 局</del>            基地局 6 局            陸上移動局 <del>398</del> 局            携帯基地局 <del>1</del> 局  <del>地球局 1 局</del> </td> <td style="padding: 2px; vertical-align: top;">           ・衛星地球局の改修         </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>業務用無線等</u></p>	平成 25 年度現況	今後の整備	<del>固定局 6 局</del> 基地局 6 局 陸上移動局 <del>398</del> 局 携帯基地局 <del>1</del> 局 <del>地球局 1 局</del>	・衛星地球局の改修	<p>2. 無線通信網の整備 [危機管理室、消防局、水道局、交通局、ガス局]</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防救急無線の整備 災害時において迅速な情報収集とそれに基づく情報伝達を行う消防救急無線は消防隊にとって最も基本的な装備である。 関係法令等の改正に伴い、アナログ方式からデジタル方式に移行することが規定されたことから、本市においてもデジタル方式の消防救急無線の整備を行っており、平成 27 年度末から本格的な運用を開始したところである。(現況については下表のとおり。) また、衛星基地局については<u>は</u>、次世代システムへの更新<u>整備を完了し、平成 30 年 8 月より運用を開始</u>している。</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">平成 30 年度現況</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">今後の整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;"> <u>消防救急無線 (260MHz 帯)</u>            基地局 6 局            陸上移動局 <u>502</u> 局            携帯局 <u>6</u> 局         </td> <td style="padding: 2px; vertical-align: top;">           ・衛星地球局の改修         </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>消防団用無線</u> 「消防団の装備の基準」の改正に伴い、<u>双方向通信が可能な無線機の配備が明確化されたことから、消防団用 I P 無線を配備し運用を開始している。</u></p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #003366; color: white;">平成 30 年度現況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;"> <u>据置型 26 台</u>  <u>携帯型 247 台</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) <u>業務用無線等</u> 略</p>	平成 30 年度現況	今後の整備	<u>消防救急無線 (260MHz 帯)</u> 基地局 6 局 陸上移動局 <u>502</u> 局 携帯局 <u>6</u> 局	・衛星地球局の改修	平成 30 年度現況	<u>据置型 26 台</u> <u>携帯型 247 台</u>	<p>表現の修正 時点更新</p> <p>記述の追加</p>
平成 25 年度現況	今後の整備												
<del>固定局 6 局</del> 基地局 6 局 陸上移動局 <del>398</del> 局 携帯基地局 <del>1</del> 局 <del>地球局 1 局</del>	・衛星地球局の改修												
平成 30 年度現況	今後の整備												
<u>消防救急無線 (260MHz 帯)</u> 基地局 6 局 陸上移動局 <u>502</u> 局 携帯局 <u>6</u> 局	・衛星地球局の改修												
平成 30 年度現況													
<u>据置型 26 台</u> <u>携帯型 247 台</u>													
<p>共通編 P132 第 2 部 第 2 章 第 6 節 救急救護体制の整備</p>	<p>1. 救急救助体制の整備 [消防局]</p> <p>(1) 救急用資機材の整備 救急業務の高度化を推進するため、次の救急用資機材の整備について、継続強化する。</p> <p>ア 高規格救急自動車の整備 平成 29 年 4 月 1 日現在 <u>33</u> 台の高規格救急自動車を整備 (予備車 8 台を含む) (資料 5-2 「仙台市消防局救急自動車配備署所一覧」参照)</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>(9) 応急手当の普及啓発 救命率の向上を図るため、救急隊が現場到着するまでの間に、救急現場に居合わせた市民や家族が自動体外式除細動器(AED)を用いた心肺蘇生など適切な応急手当を施すことができるよう、救命講習(e ラーニング含む) やスマートフォン用アプリケーション「救命ナビ」等を通じて応急手当の普及を図る。</p>	<p>1. 救急救助体制の整備 [消防局]</p> <p>(1) 救急用資機材の整備 救急業務の高度化を推進するため、次の救急用資機材の整備について、継続強化する。</p> <p>ア 高規格救急自動車の整備 平成 30 年 4 月 1 日現在 <u>34</u> 台の高規格救急自動車を整備 (予備車 8 台を含む) (資料 5-2 「仙台市消防局救急自動車配備署所一覧」参照)</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>(9) 応急手当の普及啓発 救命率の向上を図るため、救急隊が現場到着するまでの間に、救急現場に居合わせた市民や家族が自動体外式除細動器(AED)を用いた心肺蘇生など適切な応急手当を施すことができるよう、救命講習(e ラーニング含む) やスマートフォン用アプリケーション「救命ナビ」等を通じて応急手当の普及を図る。</p>	<p>時点更新</p>										



		講習の種別	内 容			講習の種別	内 容		
		普通救命講習 I・II (eラーニング対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>成人に対する心肺蘇生法</li> <li>※IIは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。</li> <li>大出血時の止血法</li> <li>AEDの使用法</li> <li>その他</li> </ul>			普通救命講習 I・II (eラーニング対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>成人に対する心肺蘇生法</li> <li>※IIは一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される方を対象としている。なお、受講対象者により、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。</li> <li>大出血時の止血法</li> <li>AEDの使用法</li> <li>その他</li> </ul>		
		普通救命講習 III (eラーニング対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法</li> <li>大出血時の止血法</li> <li>AEDの使用法</li> <li>その他</li> </ul>			普通救命講習 III (eラーニング対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法</li> <li>大出血時の止血法</li> <li>AEDの使用法</li> <li>その他</li> </ul>		
		上級救命講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法</li> <li>大出血時の止血法</li> <li>傷病者管理法</li> <li>外傷の手当</li> <li>AEDの使用法</li> <li>搬送法</li> <li>その他</li> </ul>			上級救命講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>成人、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法</li> <li>大出血時の止血法</li> <li>傷病者管理法</li> <li>外傷の手当</li> <li>AEDの使用法</li> <li>搬送法</li> <li>その他</li> </ul>		
		応急手当普及員講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的な応急手当の知識と技能 (AEDを含む)</li> <li>基礎医学、資器材の取扱い要領・指導技法</li> <li>救命に必要な応急手当の指導要領</li> <li>その他</li> </ul>			応急手当普及員講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的な応急手当の知識と技能 (AEDを含む)</li> <li>基礎医学、資器材の取扱い要領・指導技法</li> <li>救命に必要な応急手当の指導要領</li> <li>その他</li> </ul>		
		救命入門コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>胸骨圧迫</li> <li>AEDの使用法</li> <li>※中学生等を対象とした場合は、震災時の対応を踏まえた指導を行う。</li> </ul>			救命入門コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>胸骨圧迫</li> <li>AEDの使用法</li> <li>※小学生上学年・中学生等を対象とした場合は、震災時の対応を踏まえた指導を行う。</li> </ul>	記述の追加	
<b>共通編</b> <b>P135 -</b> <b>137</b> <b>第2部</b> <b>第2章</b> <b>第7節</b> <b>消防体制の整備</b>	<b>1. 消防施設の整備</b> <b>(1) 消防署所等の整備</b> 消防署所数は、平成29年4月1日現在消防署6か所、消防分署3か所、消防出張所17か所、救急ステーション1か所である。 市街地の拡大や住宅地の開発状況等を総合的に勘案しながら、移転や新設等適正な配置を行い、災害に的確に対応するため、計画的な整備を推進する。	<b>1. 消防施設の整備</b> <b>(1) 消防署所等の整備</b> 消防署所数は、平成30年4月1日現在消防署6か所、消防分署3か所、消防出張所17か所、救急ステーション1か所である。 市街地の拡大や住宅地の開発状況等を総合的に勘案しながら、移転や新設等適正な配置を行い、災害に的確に対応するため、計画的な整備を推進する。	<b>2. 消防装備の整備</b> <b>(1) 消防車両等の整備</b>	<b>2. 消防装備の整備</b> <b>(1) 消防車両等の整備</b>	時点更新				
	<b>(2) 航空消防体制の整備</b> 航空消防・救急体制の強化を図るため、平成13年度には仙台市消防ヘリポートを整備し24時間運航を開始するとともに、空白期間のない安定的な運航体制を確保するため、2機目のヘリコプターを導入し、消防ヘリコプター2機体制を構築した。 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う大津波により仙台市消防ヘリポートが被災したため、平成28年4月1日現在、仙台空港を暫定的活動拠点としている。 また、災害時におけるヘリコプターの活動拠点を確保するための飛行場外離着陸場(臨時離着陸場)適地調査を毎年実施し、平成28年4月1日現在、44か所(常設訓練場を含む)を指定している。 (資料8-5「飛行場外離着陸場適地一覧(臨時ヘリポート)」参照) (資料8-6「臨時ヘリポートの適地基準」参照)	<b>(2) 航空消防体制の整備</b> 航空消防・救急体制の強化を図るため、平成13年度には仙台市消防ヘリポートを整備し24時間運航を開始するとともに、空白期間のない安定的な運航体制を確保するため、2機目のヘリコプターを導入し、消防ヘリコプター2機体制を構築した。 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う大津波により仙台市消防ヘリポートが被災したため、仙台空港を暫定的活動拠点としていた。 <a href="#">平成30年4月仙台空港隣接地に恒久的な新しい基地が完成し、活動拠点としている。</a> また、災害時におけるヘリコプターの活動拠点を確保するための飛行場外離着陸場(臨時離着陸場)適地調査を毎年実施し、平成30年4月1日現在、45か所(常設訓練場を含む)を指定している。 (資料8-5「飛行場外離着陸場適地一覧(臨時ヘリポート)」参照) (資料8-6「臨時ヘリポートの適地基準」参照)	時点更新						

<p>共通編 P136</p>	<p>災害の発生態様が複雑多様化する中で、災害に適切に対応していくためには、災害形態に応じて消防車両を整備する必要がある。クラス A 泡消火薬剤の混合装置や CAFS 装置（圧縮空気泡消火装置）を装備した消防ポンプ自動車を導入するなど、消防署所の整備、消防車両の更新等と合わせた消防車両の整備を推進する。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;消防車両等&gt;</b></p> <p style="text-align: right;">平成 29 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>消防ポンプ自動車</th> <th>水槽付消防ポンプ自動車</th> <th>はしご付消防自動車</th> <th>化学消防ポンプ自動車</th> <th>救助工作車</th> <th>救急車</th> <th>消防ヘリコプター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20 台</td> <td>27 台</td> <td>6 台</td> <td>6 台</td> <td>10 台</td> <td>33 台</td> <td>2 機</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p> <p>3. 略</p> <p>4. 消防団</p> <p>(1) 消防団の現況</p> <p>消防団は、「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」という特性を有しており、地域防災の中核としての役割を果たすことが期待されている。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;消防団の現況&gt;</b></p> <p style="text-align: right;">平成 29 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>現員</th> <th>定員</th> <th>団員数</th> <th>充足率</th> <th>機械器具置場</th> <th>消防ポンプ車</th> <th>小型動力ポンプ付積載車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 団 56 分団</td> <td>2,430 名</td> <td>2,044 名</td> <td>84.1%</td> <td>120 か所</td> <td>1 台</td> <td>119 台</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(資料 5-1「消防団の組織等」参照)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 消防団の活性化及び組織と制度の多様化</p> <p>消防団員の各種資格取得に対する支援体制の充実などにより、消防団の魅力の向上を図り、消防団員の確保に努めるとともに、新しい時代に対応した消防団の組織と制度の多様化を図る。</p> <p><b>(4) 地震防災部の設置</b></p> <p>平成 14 年 4 月に地震防災部を新設し、全 56 分団に地震防災部長を配置し地震災害発生時の消防団指揮態勢の強化を図る。</p> <p>また、消防団地震防災アドバイザーを養成し、地震に対する地域全体の防災力の向上を目指し、啓蒙活動を行う。</p> <p style="text-align: right;">(資料 5-1「消防団の組織等」参照)</p> <p>5. 略</p>	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急車	消防ヘリコプター	20 台	27 台	6 台	6 台	10 台	33 台	2 機	現員	定員	団員数	充足率	機械器具置場	消防ポンプ車	小型動力ポンプ付積載車	7 団 56 分団	2,430 名	2,044 名	84.1%	120 か所	1 台	119 台	<p>(1) 消防車両等の整備</p> <p>災害の発生態様が複雑多様化する中で、災害に適切に対応していくためには、災害形態に応じて消防車両を整備する必要がある。クラス A 泡消火薬剤の混合装置や CAFS 装置（圧縮空気泡消火装置）を装備した消防ポンプ自動車を導入するなど、消防署所の整備、消防車両の更新等と合わせた消防車両の整備を推進する。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;消防車両等&gt;</b></p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>消防ポンプ自動車</th> <th>水槽付消防ポンプ自動車</th> <th>はしご付消防自動車</th> <th>化学消防ポンプ自動車</th> <th>救助工作車</th> <th>救急車</th> <th>消防ヘリコプター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20 台</td> <td>27 台</td> <td>6 台</td> <td>6 台</td> <td>10 台</td> <td>34 台</td> <td>2 機</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p> <p>3. 略</p> <p>4. 消防団</p> <p>(1) 消防団の現況</p> <p>消防団は、「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」という特性を有しており、地域防災の中核としての役割を果たすことが期待されている。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;消防団の現況&gt;</b></p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>現員</th> <th>定員</th> <th>団員数</th> <th>充足率</th> <th>機械器具置場</th> <th>小型動力ポンプ付積載車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 団 56 分団</td> <td>2,430 名</td> <td>1,975 名</td> <td>81.3%</td> <td>120 か所</td> <td>120 台</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(資料 5-1「消防団の組織等」参照)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 消防団の活性化及び組織と制度の多様化</p> <p>消防団員の各種研修会の実施などにより、消防団の活性化を図り、消防団員の確保に努めるとともに、新しい時代に対応した消防団の組織と制度の多様化を図る。</p> <p style="text-align: right;">(資料 5-1「消防団の組織等」参照)</p> <p>5. 略</p>	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急車	消防ヘリコプター	20 台	27 台	6 台	6 台	10 台	34 台	2 機	現員	定員	団員数	充足率	機械器具置場	小型動力ポンプ付積載車	7 団 56 分団	2,430 名	1,975 名	81.3%	120 か所	120 台	<p>時点更新</p> <p>時点更新</p> <p>表現の修正</p> <p>消防団地震防災アドバイザー廃止に伴う削除</p>
消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急車	消防ヘリコプター																																																			
20 台	27 台	6 台	6 台	10 台	33 台	2 機																																																			
現員	定員	団員数	充足率	機械器具置場	消防ポンプ車	小型動力ポンプ付積載車																																																			
7 団 56 分団	2,430 名	2,044 名	84.1%	120 か所	1 台	119 台																																																			
消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急車	消防ヘリコプター																																																			
20 台	27 台	6 台	6 台	10 台	34 台	2 機																																																			
現員	定員	団員数	充足率	機械器具置場	小型動力ポンプ付積載車																																																				
7 団 56 分団	2,430 名	1,975 名	81.3%	120 か所	120 台																																																				
<p>共通編 P152 - 154 第 2 部 第 2 章</p>	<p>2. 公的備蓄の推進 [危機管理室、市民局、健康福祉局、環境局、教育局]</p> <p>災害発生直後から必要となり、市民の安全に欠くことができない物資については、一定量を公的備蓄により確保することとし、計画的な整備を行う。</p>	<p>2. 公的備蓄の推進 [危機管理室、市民局、健康福祉局、環境局、教育局]</p> <p>災害発生直後から必要となり、避難者の安全な生活に欠くことができない物資については、一定量を公的備蓄により確保することとし、計画的な整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(資料 6-13「仙台市災害救助物資管理要綱」参照)</p>	<p>表現の修正</p>																																																						

第12節  
物資・資  
機材等確  
保体制の  
充実

~~〔備蓄場所の考え方〕~~

- ① 拠点備蓄
  - ・ 主に避難者等のニーズに応じ、配送場所や数量が決定される物資等を備蓄する。
  - ・ 地区の拠点施設（区役所、総合支所等）へ備蓄する。
- ② 分散備蓄
  - ・ 主に災害発生直後から大量に必要となり迅速な対応が必要となる物資~~、及び避難所運営において必要となる資機材等を備蓄する。~~
  - ・ 避難者を受け入れる施設（市立小中高等学校、市民センター、コミュニティ・センター）へ備蓄する。
  - ＊ 市立小中高等学校の備蓄スペースは、余裕教室等の活用を原則とし、これが確保できない場合は備蓄倉庫を整備する。

資料6-13「仙台市災害救助物資管理要綱」参照

~~(1) 食料、粉ミルク、飲料水の備蓄~~

平成30年4月1日現在

品目	備蓄量	備蓄場所
調理不要食	271,980 食	
クラッカー類	180,510 食	区役所、総合支所等 市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター
クラッカー類 （104,160食） まうかん （76,350食）		
アルファ米	379,750 食	
アルファ粥	13,700 食	
飲料水	255,868 ㍉	
粉ミルク	304,000 ㍉	区役所、総合支所

~~〔備蓄目標数量及び品目の考え方〕~~

- ① 主食（クラッカー類・アルファ米・調理不要食等）  
東日本大震災の最大避難者数、106,000人及び災害復旧職員10,000人の2日分（6食）を備蓄する。また、災害時要援護者、アレルギー疾患に配慮した調理不要食等も備蓄する。  
※クラッカー、~~クリームサンドビスケット~~を除いて、全てアレルギーフリーのものを備蓄している
- ② 飲料水  
東日本大震災の最大避難者数、106,000人及び災害復旧職員10,000人の2日分（1日10）を備蓄する。
- ③ 粉ミルク  
避難者に占める乳幼児数（約1,000人）の2日分（1日150g）を備蓄する。  
また、アレルギー疾患に配慮した粉ミルクも備蓄する。
- ④ ~~帰宅困難者用備蓄~~  
~~徒歩帰宅者支援用として、携帯が容易なビスケット等の食料（想定数×1食）及び飲料水（想定数×0.5㍉）を備蓄する。~~

~~(2) 生活物資等の備蓄~~

[\(資料6-13-2「仙台市指定避難所備蓄物資一覧」参照\)](#)  
[\(資料6-13-3「仙台市補助避難所等備蓄物資一覧」参照\)](#)

(1) 備蓄場所の考え方

- ① 拠点備蓄
  - ・ 主に避難者等のニーズに応じ、配送場所や数量が決定される物資等を備蓄する。
  - ・ 地区の拠点施設（区役所、総合支所等）へ備蓄する。
- ② 分散備蓄
  - ・ 主に災害発生直後から大量に必要となり迅速な対応が必要となる物資及び避難所運営において必要となる資機材等を備蓄する。
  - ・ 避難者を受け入れる施設（市立小中高等学校、市民センター、コミュニティ・センター、津波避難施設、帰宅困難者一時滞在施設等）へ備蓄する。
  - ＊ 市立小中高等学校の備蓄スペースは、余裕教室等の活用を原則とし、これが確保できない場合は備蓄倉庫を整備する。

(2) 食料、飲料水、粉ミルクの備蓄目標数量及び品目の考え方

- ① 主食（クラッカー類・アルファ米・調理不要食等）  
東日本大震災の最大避難者数、106,000人及び災害復旧職員10,000人の2日分（6食）を備蓄する。また、災害時要援護者、アレルギー疾患に配慮した調理不要食等も備蓄する。  
※クラッカーを除いて、全てアレルギーフリーのものを備蓄している
- ② 飲料水  
東日本大震災の最大避難者数、106,000人及び災害復旧職員10,000人の2日分（1日10）を備蓄する。
- ③ 粉ミルク  
避難者に占める乳幼児数（約1,000人）の2日分（1日150g）を区役所及び総合支所に備蓄する。  
また、アレルギー疾患に配慮した粉ミルクも備蓄する。
- ④ 津波避難施設用備蓄  
上記とは別に施設毎に想定した避難者数の1日分の食料・飲料水を備蓄する。
- ⑤ 帰宅困難者一時滞在施設用備蓄  
上記とは別に一時滞在場所の帰宅困難者用として、食料（3日×3食）及び飲料水（3日×1L）を備蓄する。

表現の修正

記述の追加

表現の修正

記述の追加

表現の修正

	<p style="text-align: right;">平成30年4月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">品 目</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">備 蓄 量</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">備 蓄 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集用テレビ</td> <td style="text-align: center;">194台</td> <td>市立小中高等学校等</td> </tr> <tr> <td>テント式 プライベートルーム</td> <td style="text-align: center;">386基</td> <td>市立小中高等学校</td> </tr> <tr> <td>毛 布</td> <td style="text-align: center;">59,900枚</td> <td>市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等</td> </tr> <tr> <td>大型扇風機</td> <td style="text-align: center;">776台</td> <td>市立小中高等学校等</td> </tr> <tr> <td>L P G 発 電 機</td> <td style="text-align: center;">719台</td> <td>市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等</td> </tr> <tr> <td>L E D 投 光 器</td> <td style="text-align: center;">1,113台</td> <td>市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等</td> </tr> <tr> <td>災害用簡易組立トイレ</td> <td style="text-align: center;">970基 (うち洋式582基)</td> <td>市立小中高等学校等</td> </tr> <tr> <td>災害用携帯型簡易トイレ</td> <td style="text-align: center;">約 185,800枚</td> <td>市立小中高等学校等 環境事業所 市民センター コミュニティ・センター</td> </tr> <tr> <td><del>浄水機</del></td> <td style="text-align: center;">7基</td> <td><del>区役所、総合支所</del></td> </tr> <tr> <td>石油ストーブ</td> <td style="text-align: center;">164台</td> <td>市民センター コミュニティ・センター</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〔備蓄目標量の考え方〕</p> <p>① 災害用組立仮設トイレ等 指定避難所（市立小中高等学校等）を対象に、1校当たり災害用簡易組立トイレを5基（和式2基・洋式3基）、災害用携帯型簡易トイレを300枚整備する。</p> <p>② <del>浄水機</del> <del>ペットボトルでの飲料水備蓄を補完するものとして区役所及び総合支所に各1機を整備する。</del></p> <p>③ 石油ストーブ 市民センター、コミュニティ・センターに1か所当たり2台を整備する。</p> </div> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3.～6. 略</p>	品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所	情報収集用テレビ	194台	市立小中高等学校等	テント式 プライベートルーム	386基	市立小中高等学校	毛 布	59,900枚	市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等	大型扇風機	776台	市立小中高等学校等	L P G 発 電 機	719台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等	L E D 投 光 器	1,113台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等	災害用簡易組立トイレ	970基 (うち洋式582基)	市立小中高等学校等	災害用携帯型簡易トイレ	約 185,800枚	市立小中高等学校等 環境事業所 市民センター コミュニティ・センター	<del>浄水機</del>	7基	<del>区役所、総合支所</del>	石油ストーブ	164台	市民センター コミュニティ・センター	<p style="text-align: right;">平成30年4月1日現在</p> <p>(3) <u>生活物資備蓄の主なもの</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">品 目</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">備 蓄 量</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">備 蓄 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集用テレビ</td> <td style="text-align: center;">195台</td> <td>市立小中高等学校等</td> </tr> <tr> <td>テント式 プライベートルーム</td> <td style="text-align: center;">388基</td> <td>市立小中高等学校</td> </tr> <tr> <td>毛 布</td> <td style="text-align: center;">60,000枚</td> <td>市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等</td> </tr> <tr> <td>大型扇風機</td> <td style="text-align: center;">800台</td> <td>市立小中高等学校等</td> </tr> <tr> <td>L P G 発 電 機</td> <td style="text-align: center;">722台</td> <td>市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等</td> </tr> <tr> <td>L E D 投 光 器</td> <td style="text-align: center;">1,118台</td> <td>市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等</td> </tr> <tr> <td>災害用簡易組立トイレ</td> <td style="text-align: center;">972基 (うち洋式584基)</td> <td>市立小中高等学校等</td> </tr> <tr> <td>災害用携帯型簡易トイレ</td> <td style="text-align: center;">約 170,200枚</td> <td>市立小中高等学校等 環境事業所 市民センター コミュニティ・センター</td> </tr> <tr> <td>石油ストーブ</td> <td style="text-align: center;">164台</td> <td>市民センター コミュニティ・センター</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〔備蓄目標量の考え方〕</p> <p>① 災害用組立仮設トイレ等 指定避難所（市立小中高等学校等）を対象に、1校当たり災害用簡易組立トイレを5基（和式2基・洋式3基）、災害用携帯型簡易トイレを300枚整備する。</p> <p>② 石油ストーブ 市民センター、コミュニティ・センターに1か所当たり2台を整備する。</p> </div> <p>(4)～(6) 略</p> <p>3.～6. 略</p>	品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所	情報収集用テレビ	195台	市立小中高等学校等	テント式 プライベートルーム	388基	市立小中高等学校	毛 布	60,000枚	市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等	大型扇風機	800台	市立小中高等学校等	L P G 発 電 機	722台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等	L E D 投 光 器	1,118台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等	災害用簡易組立トイレ	972基 (うち洋式584基)	市立小中高等学校等	災害用携帯型簡易トイレ	約 170,200枚	市立小中高等学校等 環境事業所 市民センター コミュニティ・センター	石油ストーブ	164台	市民センター コミュニティ・センター	<p>時点更新</p> <p style="text-align: center;">浄水機の削除</p>
品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所																																																																
情報収集用テレビ	194台	市立小中高等学校等																																																																
テント式 プライベートルーム	386基	市立小中高等学校																																																																
毛 布	59,900枚	市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等																																																																
大型扇風機	776台	市立小中高等学校等																																																																
L P G 発 電 機	719台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等																																																																
L E D 投 光 器	1,113台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等																																																																
災害用簡易組立トイレ	970基 (うち洋式582基)	市立小中高等学校等																																																																
災害用携帯型簡易トイレ	約 185,800枚	市立小中高等学校等 環境事業所 市民センター コミュニティ・センター																																																																
<del>浄水機</del>	7基	<del>区役所、総合支所</del>																																																																
石油ストーブ	164台	市民センター コミュニティ・センター																																																																
品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所																																																																
情報収集用テレビ	195台	市立小中高等学校等																																																																
テント式 プライベートルーム	388基	市立小中高等学校																																																																
毛 布	60,000枚	市立小中高等学校 コミュニティ防災センター等																																																																
大型扇風機	800台	市立小中高等学校等																																																																
L P G 発 電 機	722台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等																																																																
L E D 投 光 器	1,118台	市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター等																																																																
災害用簡易組立トイレ	972基 (うち洋式584基)	市立小中高等学校等																																																																
災害用携帯型簡易トイレ	約 170,200枚	市立小中高等学校等 環境事業所 市民センター コミュニティ・センター																																																																
石油ストーブ	164台	市民センター コミュニティ・センター																																																																
<p>共通編 P175 第2部 第2章 第17節 教育・訓練の推進</p>	<p><b>2. 学校における防災教育</b> 【危機管理室、消防局、教育局】</p> <p>児童生徒の知識・技能・態度の育成により防災対応力（思考力、判断力、行動力）を育み、災害時に自他のために的確に行動できる力を身に付けさせる仙台版防災教育を推進する。</p> <p>(1) 学校教育活動全般を防災の観点から見直し、関連付け、仙台版防災教育として再構築</p> <p>(2) 教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動等と関連付けた全体計画、年間指導計画の作成</p> <p>(3) 副読本の活用、仙台版防災教育実践ガイドの活用と指導内容・方法の工夫と教員への研修の実施</p> <p>(4) 「自分づくり教育」との関連を図り、地域のために行動する活動場面の設定</p> <p>(5) 地域との連携強化</p> <p>(6) 多様な場面を想定した避難訓練、引渡し訓練、集団下校訓練等の実施</p>	<p><b>2. 学校における防災教育</b> 【危機管理室、消防局、教育局】</p> <p>児童生徒の知識・技能・態度の育成により防災対応力（思考力、判断力、行動力）を育み、災害時に自他のために的確に行動できる力（<u>自助の力・共助の力</u>）を身に付けさせる仙台版防災教育を推進する。</p> <p>(1) <u>児童生徒や学校、地域の特性・実態に応じた防災教育の実施</u></p> <p>(2) <u>震災の教訓や記憶の風化防止を踏まえた全体計画・年間指導計画の作成と必要な人的又は物的な体制の確保</u></p> <p>(3) <u>目指す児童生徒の姿の実現に必要な教科横断的な視点からの教育課程の編成及び実施状況の評価・改善</u></p> <p>(4) <u>仙台版防災教育副読本の計画的な活用</u></p>	<p>時点更新 表現の修正</p>																																																															

	<p>(7) 家庭との連携強化</p> <p>(8) 防災関係機関・研究機関等との連携強化</p>	<p><a href="#">(5) 「仙台版防災教育実践ガイド」の活用と指導の工夫、教職員への研修の実施</a></p> <p><a href="#">(6) 「自分づくり教育」との関連を図り、地域のために行動する活動場面の設定</a></p> <p><a href="#">(7) 家庭・地域との連携強化</a></p> <p><a href="#">(8) 多様な災害や場面を想定した避難訓練、引渡し訓練、集団下校訓練、合同防災訓練等の実施</a></p> <p><a href="#">(9) 防災関係機関・研究機関との連携強化</a></p>	
<p>共通編 P180 第2部 第2章 第18節 災害に強い街づくり</p>	<p><b>2. 災害対策関連事業の推進〔環境局、都市整備局、建設局〕</b> 災害に強い都市構造への転換を図るため下記の事業を推進する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><del>(5) 雨水流出抑制整備</del></p> <p>(6)～(11) 略</p>	<p><b>2. 災害対策関連事業の推進〔環境局、都市整備局、建設局〕</b> 災害に強い都市構造への転換を図るため下記の事業を推進する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>削除</p> <p><a href="#">(5)</a>～<a href="#">(10)</a> 略</p>	<p>重複した記載の整理</p>